

## 仕様書

1 件名 廃PCB等及びPCB汚染物の収集運搬・処分委託

2 契約期間 契約確定の日の翌日から令和8年3月27日まで

3 発生場所 東京都府中市朝日町3-12-1  
警察大学校

4 履行場所 受託者の処分施設の所在地

5 産業廃棄物の種類等

委託者が収集運搬・処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び荷姿は別紙2のとおりとする。

6 受託者の要件

前項に記載した産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取得していること。

7 収集運搬・処分の方法

受託者は、排出事業場の特殊性等を十分に理解し、環境の保全及び排出事業場の業務に支障を来さないよう万全を期すこと。

委託した産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)で定める産業廃棄物の処理基準及び第5項に掲げる方法にて行うこと。

また、第5項に掲げる方法で処理した後も産業廃棄物である物の処分又は再生を委託する場合には、産業廃棄物処分業者その他他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって当該産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

なお、処理後の産業廃棄物等の処理については、契約締結後速やかに、当該産業廃棄物等の処理方法、運搬先等を明らかにしたフロー図を作成し、運搬先との契約書、産業廃棄物処理業の許可証等の写しとともに提出し承諾を得ること。

8 受託者の事業の範囲

受託者は、産業廃棄物の排出場所及び搬入先の施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長が発行する自らの名義の産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業に係る許可証又は認定証の写しを契約書に添付すること。

なお、許可事項又は認定事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知し、変更後の許可証又は認定証の写しを提出すること。

また、別紙1「産業廃棄物収集運搬・処分委託業務に係る受託者の事業内容」に必要事項を記入して契約書に添付すること。

## 9 登録車両の事前報告

受託者は、契約締結後速やかに、本業務に使用する全ての車両の形状・登録番号の一覧表を提出すること。

## 10 委託業務の範囲等

(1) 受託者が、委託者の排出する産業廃棄物を収集し、法令等に従い、適正に受託者の処分施設に運搬し、処分するまでを本業務の範囲とする。

### (2) 収集運搬の日時

別途協議により決定する

## 11 情報の提供

(1) 委託者は、委託する産業廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報について、受託者に提供する。

また、委託する産業廃棄物が日本産業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、委託者はその表示に関する事項を記載し、受託者に情報提供する。

(2) 受託者は、(1)で提供された情報が適正処理のために不足していると判断した場合は、契約の前に委託者に情報の追記を要求するものとする。

(3) 委託者は、契約後(1)及び(2)で提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更後の情報を受託者に再提供しなければならない。

(4) 受託者は、(3)の再提供を受ける方法について、別紙1の所定欄に記載する。

(5) 受託者は委託された産業廃棄物の収集運搬又は処分が困難となった場合には、その旨を書面により速やかに委託者に通知しなければならない。

## 12 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）

(1) 委託者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて受託者に交付する。

(2) 受託者は、産業廃棄物の収集を行うときは、担当者の立会いのもと産業廃棄物の種類及び量を確認し、マニフェストと照合する。

(3) 受託者は、産業廃棄物を事業場に搬入する都度、マニフェストB1（収集運搬業者保管）票及びB2（運搬終了）票に必要事項を記載し、B2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともにB1（収集運搬業者保管）票を5年間保存する。

(4) 受託者は、処分が完了したときは、マニフェストC1（処分業者保管）票、C2（処分終了）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に委託者に送付し、C1（処分業者保管）票、C2

(処分終了) 票を5年間保存する。

- (5) 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェストE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、E（最終処分終了）票を委託者に送付する。
- (6) 委託者は、受託者から送付されたマニフェストB2（運搬終了）票、D（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに5年間保存する。

### 13 最終処分の確認

- (1) 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分（埋立処分又は再生）の場所（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力を別紙1の最終処分欄に記載すること。

また、受託者が、第7項により了承された二次処理先に搬出する場合については、当該二次処理先の場所等を同欄に併せて記載すること。

- (2) 受託者は、委託者に対し中間処理後の最終処分等の場所等について必要な情報を提供しなければならない。委託者は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証又は認定証の写し等により、最終処分等の場所の所在地、名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分等の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく委託者に通知し、必要な情報を書面にて提出しなければならない。

### 14 業務完了報告書の作成及び書類の保存

受託者は、本業務について、委託完了届を作成し、委託者に提出しなければならない。

委託者及び受託者は、契約書又は請書を法令により定められた添付書類とともに、委託契約終了後から5年間保存する。

### 15 業務の調査等

- (1) 委託者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受託者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。
- (2) 委託者は、受託者に対し、予告無く処分施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

### 16 支払方法

委託者は、マニフェストD票及び完了届により産業廃棄物の収集運搬・処分の終了を確認した後に、受託者が提出する請求書に基づき支払いを行う。

## 17 再委託の禁止

受託者は、第11項(5)に基づく通知を行った場合であって、法令に定める基準に従い委託者から書面による承諾を得て行う場合を除き、本業務を第三者に委託してはならない。

## 18 契約の解除等

- (1) 受託者が法令に定める基準を満たさなくなったときは、委託者はこの契約を解除することができる。
- (2) 受託者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、委託者はこの契約を解除することができる。
- (3) 受託者の責によりこの契約が解除される場合は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは委託者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (4) 受託者は、委託者が第11項(1)、(2)及び(3)の規定により提供した情報により、産業廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、委託者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、委託者は受託者に産業廃棄物を引き渡してはならない。

## 19 一般適用事項

- (1) この仕様書は、業務の実施方法の大要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも自然付帯の業務等詳細については委託者の指示に従うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、委託者の指示及び警察大学校の庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないよう必要な措置を行うこと。
- (3) 損害を与えたとき、または損害を与えるおそれのあるときは、直ちに委託者の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の原状に復旧させること。
- (4) 服装、名札、腕章等の着用により、受託者の作業員であることを明らかにして認識できること。
- (5) 受託者は仕様等について疑義があるときは、委託者に説明を求めてこととし、見積書または入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 受託者は、本業務の実施により知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

## 産業廃棄物収集運搬・処分委託業務に係る受託者の事業内容

受託者の所在地																																															
受託者の名称																																															
○許可情報(収集運搬) <table border="0"> <tr> <td>・排出場所許可番号(東京都) (13- - -)</td> <td>許可期限</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>・搬入先許可番号( - - - )</td> <td>許可期限</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>・積替え及び保管の場所の許可番号( - - - ) ( - - - ) 所在地( - - - ) 保管上限( - - - )</td> <td>許可期限</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table>								・排出場所許可番号(東京都) (13- - -)	許可期限	令和 年 月 日	・搬入先許可番号( - - - )	許可期限	令和 年 月 日	・積替え及び保管の場所の許可番号( - - - ) ( - - - ) 所在地( - - - ) 保管上限( - - - )	許可期限	令和 年 月 日																															
・排出場所許可番号(東京都) (13- - -)	許可期限	令和 年 月 日																																													
・搬入先許可番号( - - - )	許可期限	令和 年 月 日																																													
・積替え及び保管の場所の許可番号( - - - ) ( - - - ) 所在地( - - - ) 保管上限( - - - )	許可期限	令和 年 月 日																																													
○許可情報(処分) <table border="0"> <tr> <td>・処分業許可都道府県政令市( - - - )</td> <td>許可番号( - - - )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>許可期限 令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>・産業廃棄物処理施設の許可(15条施設)(有(施設名称: - - - )・無)</td> <td></td> </tr> </table>								・処分業許可都道府県政令市( - - - )	許可番号( - - - )		許可期限 令和 年 月 日	・産業廃棄物処理施設の許可(15条施設)(有(施設名称: - - - )・無)																																			
・処分業許可都道府県政令市( - - - )	許可番号( - - - )																																														
	許可期限 令和 年 月 日																																														
・産業廃棄物処理施設の許可(15条施設)(有(施設名称: - - - )・無)																																															
○事業範囲 <table border="1"> <tr> <td>燃え殻</td> <td>汚泥</td> <td>廃油</td> <td>廃酸</td> <td>廃アルカリ</td> <td>廃プラスチック類</td> <td>ゴムくず</td> <td>金属くず</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</td> <td>鉱さい</td> <td>がれき類</td> <td>ばいじん</td> <td>紙くず</td> <td>木くず</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>動植物性残さ</td> <td>動物性固形不要物</td> <td>動物のふん尿</td> <td>動物の死体</td> <td colspan="3">政令13号物</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿含有産業廃棄物</td> <td colspan="3">水銀使用製品産業廃棄物</td> <td colspan="3">水銀含有ばいじん等</td> </tr> <tr> <td colspan="8">特別管理産業廃棄物( - - - )</td> </tr> </table>								燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		鉱さい	がれき類	ばいじん	紙くず	木くず		繊維くず	動植物性残さ	動物性固形不要物	動物のふん尿	動物の死体	政令13号物			石綿含有産業廃棄物		水銀使用製品産業廃棄物			水銀含有ばいじん等			特別管理産業廃棄物( - - - )							
燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず																																								
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		鉱さい	がれき類	ばいじん	紙くず	木くず																																									
繊維くず	動植物性残さ	動物性固形不要物	動物のふん尿	動物の死体	政令13号物																																										
石綿含有産業廃棄物		水銀使用製品産業廃棄物			水銀含有ばいじん等																																										
特別管理産業廃棄物( - - - )																																															
• 許可の条件( - - - ) • 許可の更新・変更の状況( - - - )																																															
○委託内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>契約単価(円/単位) 収集運搬</th> <th>契約単価(円/単位) 処分</th> <th>予定数量 (単位/日週月年)</th> <th>受託者の事業範囲 (1)処理方法 (2)処理能力 (3)施設所在地</th> <th colspan="2">最終処分欄の番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(1) (2) (3)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(1) (2) (3)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>収集運搬・処分別合計金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(1) (2) (3)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計予定金額</td> <td colspan="3"></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>								廃棄物の種類	契約単価(円/単位) 収集運搬	契約単価(円/単位) 処分	予定数量 (単位/日週月年)	受託者の事業範囲 (1)処理方法 (2)処理能力 (3)施設所在地	最終処分欄の番号						(1) (2) (3)							(1) (2) (3)			収集運搬・処分別合計金額				(1) (2) (3)			合計予定金額											
廃棄物の種類	契約単価(円/単位) 収集運搬	契約単価(円/単位) 処分	予定数量 (単位/日週月年)	受託者の事業範囲 (1)処理方法 (2)処理能力 (3)施設所在地	最終処分欄の番号																																										
				(1) (2) (3)																																											
				(1) (2) (3)																																											
収集運搬・処分別合計金額				(1) (2) (3)																																											
合計予定金額																																															
○最終処分に関する情報(二次処理を行う場合は、二次処理に関する情報も含む。) <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/>下表のとおり</td> <td><input type="checkbox"/>別紙一覧のとおり</td> </tr> </table>								<input type="checkbox"/> 下表のとおり	<input type="checkbox"/> 別紙一覧のとおり																																						
<input type="checkbox"/> 下表のとおり	<input type="checkbox"/> 別紙一覧のとおり																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類 [許可品目]</th> <th>所在地・名称等</th> <th>方法、処理能力、 残余容量</th> <th>許可番号 許可期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 安定型埋立 [ ]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 管理型埋立 [ ]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 [ ]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								種類 [許可品目]	所在地・名称等	方法、処理能力、 残余容量	許可番号 許可期限	1 安定型埋立 [ ]				2 管理型埋立 [ ]				3 [ ]																											
種類 [許可品目]	所在地・名称等	方法、処理能力、 残余容量	許可番号 許可期限																																												
1 安定型埋立 [ ]																																															
2 管理型埋立 [ ]																																															
3 [ ]																																															
○廃棄物情報に変更があった場合の情報文書の伝達方法 <table border="0"> <tr> <td>担当者所属氏名( - - - )</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>FAX( - - - )</td> <td><input type="checkbox"/>e-mail( @ )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>郵送(〒 - - - ) ( - - - )</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>緊急連絡時の電話( - - - )</td> <td>営業時間( : ~ : )</td> </tr> <tr> <td colspan="2">休業日( - - - )</td> </tr> </table>								担当者所属氏名( - - - )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> FAX( - - - )	<input type="checkbox"/> e-mail( @ )	<input type="checkbox"/> 郵送(〒 - - - ) ( - - - )	<input type="checkbox"/>	緊急連絡時の電話( - - - )	営業時間( : ~ : )	休業日( - - - )																															
担当者所属氏名( - - - )	<input type="checkbox"/>																																														
<input type="checkbox"/> FAX( - - - )	<input type="checkbox"/> e-mail( @ )																																														
<input type="checkbox"/> 郵送(〒 - - - ) ( - - - )	<input type="checkbox"/>																																														
緊急連絡時の電話( - - - )	営業時間( : ~ : )																																														
休業日( - - - )																																															

番号	廃棄物の名称	製造者名	産業廃棄物の種類	数量(kg)	処理方法	廃棄物の荷姿
1	誘導電圧調整器	大阪変圧器	金属くず・廃油	600	焼却	荷姿：有姿
2	単相変圧器	三菱電機(株)		217	焼却	荷姿：有姿
3	三相変圧器	日立製作所		440	焼却	荷姿：有姿
4	開閉器	戸上電機		85	焼却	荷姿：有姿
5	開閉器	戸上電機		85	焼却	荷姿：有姿
6	開閉器	戸上電機		85	焼却	荷姿：有姿
合 計				1,512	その他：別添「廃棄物データシート(WDS)」参照	

&lt;表面&gt;

管理番号

## 廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。  
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称	警察大学校	所属	教務部会計課																				
		所在地	〒183-0003 東京都府中市朝日町3-12-1	担当者	T E L 042-354-3550 F A X																				
2	廃棄物の名称	変圧器等																							
3	廃棄物の組成・成分情報  (比率が高いと思われる順に記載)	主成分	MSDSがある場合、CAS No.																						
		他 金属くず・廃油																							
<input type="checkbox"/> 分析表添付 (組成) ・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。																									
4	廃棄物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥	<input checked="" type="checkbox"/> 廃油	<input type="checkbox"/> 廃酸	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ																				
		<input type="checkbox"/> その他 ( )																							
※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合																									
<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等																									
<input type="checkbox"/> 特別管理 産業廃棄物 <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 引火性廃油</td> <td><input type="checkbox"/> 強アルカリ (有害)</td> <td><input type="checkbox"/> 指定下水汚泥</td> <td><input type="checkbox"/> 廃酸 (有害)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 引火性廃油 (有害)</td> <td><input type="checkbox"/> 感染性廃棄物</td> <td><input type="checkbox"/> 鉛さい (有害)</td> <td><input type="checkbox"/> 廃アルカリ (有害)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 強酸</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> PCB等</td> <td><input type="checkbox"/> 燃えがら (有害)</td> <td><input type="checkbox"/> ばいじん (有害)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 強酸 (有害)</td> <td><input type="checkbox"/> 廃水銀等</td> <td><input type="checkbox"/> 廃油 (有害)</td> <td><input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 強アルカリ</td> <td><input type="checkbox"/> 廃石綿等</td> <td><input type="checkbox"/> 汚泥 (有害)</td> <td></td> </tr> </table>						<input type="checkbox"/> 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/> 廃酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 引火性廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 鉛さい (有害)	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 強酸	<input checked="" type="checkbox"/> PCB等	<input type="checkbox"/> 燃えがら (有害)	<input type="checkbox"/> ばいじん (有害)	<input type="checkbox"/> 強酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 廃水銀等	<input type="checkbox"/> 廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害)	<input type="checkbox"/> 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃石綿等	<input type="checkbox"/> 汚泥 (有害)	
<input type="checkbox"/> 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/> 廃酸 (有害)																						
<input type="checkbox"/> 引火性廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 鉛さい (有害)	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ (有害)																						
<input type="checkbox"/> 強酸	<input checked="" type="checkbox"/> PCB等	<input type="checkbox"/> 燃えがら (有害)	<input type="checkbox"/> ばいじん (有害)																						
<input type="checkbox"/> 強酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 廃水銀等	<input type="checkbox"/> 廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害)																						
<input type="checkbox"/> 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃石綿等	<input type="checkbox"/> 汚泥 (有害)																							
5	特定有害廃棄物  ( ) には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	アルキル水銀 ( × )	トリクロロエチレン ( × )	1,3-ジクロロプロパン ( × )																					
		水銀又はその化合物 ( × )	テトラクロロエチレン ( × )	チラム ( × )																					
<input type="checkbox"/> カドミウム又はその化合物 ( × ) ジクロメタン ( × ) シマジン ( × )																									
<input type="checkbox"/> 鉛又はその化合物 ( × ) 四塩化炭素 ( × ) チオベンカルブ ( × )																									
<input type="checkbox"/> 有機燐化合物 ( × ) 1,2-ジクロロエタン ( × ) ベンゼン ( × )																									
<input type="checkbox"/> 六価鉻化合物 ( × ) 1,1-ジクロロエチレン ( × ) セレン ( × )																									
<input type="checkbox"/> 硫素又はその化合物 ( × ) シス-1,2-ジクロロエチレン ( × ) ダイオキシン類 ( × )																									
<input type="checkbox"/> ジアン化合物 ( × ) 1,1,1-トリクロロエタン ( × ) 1,4-ジオキサン ( × )																									
<input type="checkbox"/> PCB ( ○ ) 1,1,2-トリクロロエタン ( × )																									
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当) 、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当)																							
※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。																									
7	水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質: ホルムアルデヒド (塩素処理により生成)																							
		<input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン (HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン (DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン (DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン (TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン (DMEA) <input type="checkbox"/> メチルアミノエタノール (DMAE)																							
生成物質: クロロホルム (塩素処理により生成)																									
<input type="checkbox"/> アセトニジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン																									
生成物質: 臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成)																									
<input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)																									
8	その他含有物質  ( ) には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	硫黄 ( × )	塩素 ( × )	臭素 ( × )																					
		ヨウ素 ( × )	フッ素 ( × )	炭酸 ( × )																					
		硝酸 ( × )	亜鉛 ( × )	ニッケル ( × )																					
		銅 ( × )	アルミ ( × )	アンモニア ( × )																					
		ホウ素 ( × )	その他 ( )																						
<input type="checkbox"/> 分析表添付 (組成)																									

9	有害特性	<input type="checkbox"/> 爆発性	<input type="checkbox"/> 引火性 ( °C)	<input type="checkbox"/> 可燃性	<input type="checkbox"/> 自然発火性 ( °C)	<input type="checkbox"/> 禁水性
---	------	------------------------------	------------------------------------	------------------------------	--------------------------------------	------------------------------

	(有・無)	<input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他 ( )
10	廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状 (液体) 臭い (油) 色 ( ) 比重 ( ) pH ( ) 沸点 ( ) 融点 ( ) 発熱量 ( ) 粘度 ( ) 水分 ( )
11	品質安定性	経時変化 (有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物 (消防法) ・特化則 (特定化学物質障害予防規則) ・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input checked="" type="checkbox"/> 容器 (プラスチック) <input type="checkbox"/> 車両 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (有姿) ( )
14	排出頻度 数量	頻度 (☑ポツ) ・継続予定) ( 1,512 kg · t · リッル · m3 · 本 · 缶 · 袋 · 個 / 年 · 月 · 週 · 日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法</li> <li>・他の廃棄物との混合禁止</li> <li>・粉じん爆発の可能性</li> <li>・容器腐食性の可能性／注意点</li> <li>・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性</li> <li>・環境中に放出された後の支障発生の可能性 (消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等</li> </ul>

#### 【参考】 その他の情報

- ・サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部分有・サンプル無・写真有)
- ・産業廃棄物の発生工程等  
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。  
 工程図への記入でも可。  
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

#### <排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

#### <変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

## 契 約 書

警察大学校（以下「委託者」という。）と  
（以下「受託者」という。）  
とは、次のとおり契約を締結する。

件 名 廃 P C B 等及びP C B 汚染物の収集運搬・処分委託  
内 容 仕様書のとおり。  
契 約 金 額 ￥ . —  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額￥ . —  
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。  
履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで  
発 生 場 所 警察大学校  
東京都府中市朝日町3-12-1  
履 行 場 所 受託者の処分施設の所在地  
契 約 保 証 金 徴収免除

### （契約の目的）

第1条 受託者は、以下の各条項に従い、表記業務を履行し、委託者は受託者にその対価を支払うものとする。

### （信義誠実の原則及び法令の遵守）

第2条 委託者及び受託者は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。  
2 委託者及び受託者は、本契約を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）及び関係法令を遵守しなければならない。

### （契約保証金）

第3条 受託者は、本契約に関する契約保証金を免除するものとする。

### （業務の内容、許可証又は認定証の添付）

第4条 本契約により受託者が行う業務の内容、方法等については、本契約書によるほか別に定める仕様書によるものとする。  
2 受託者の事業範囲は仕様書のとおりであり、受託者の事業範囲を証するものとして、許可証又は認定証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証又は認定証の写し

を本書に添付する。

- 3 委託者及び受託者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

(再委託の禁止)

第5条 本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることは、一切認めない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあっては、車両が故障した場合等、処分業務にあっては、施設が故障した場合及び第10条第5項に該当する場合等真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、受託者は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ委託者からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

- 2 受託者は、委託者から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に委託者の承認を受けなければならない。
- 3 受託者は、本契約に基づく業務の第三者への再委託をしたときは、当該再委託等に係る業務に関し当該再委託等の相手方がした行為について、全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、本契約に基づく業務の第三者への再委託をするときは、受託者が本契約を遵守するために必要な事項について、本契約の内容に準じて当該再委託の相手方と約定しなければならない

(廃棄物の種類、数量、その他適正処理に必要な情報の提供)

第6条 委託者が、受託者に収集運搬・処分を委託する廃棄物の種類、数量は、別表1及び仕様書のとおりとする。

- 2 委託者は、仕様書の廃棄物について、分析結果を書面により受託者に提示するものとする。
- 3 委託者は、本条1項及び2項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引き渡しの前に、別表2により受託者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、委託者と受託者であらかじめ協議の上で定めることとする。

(業務の調査等)

第7条 委託者は、この契約に係る受託者の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受託者に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

(遅延損害金)

第8条 受託者が委託者の指定する期限内に履行できないと認められるときは、委託者

に対して遅延の事由及び履行見込を速やかに報告するものとする。

- 2 委託者は、前項の報告を審査の上、期限後に履行する見込みがあると認めるときは、遅延損害金を徴収して履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、受託者はその事由を附して遅延損害金の免除を申し出ることができる。

前項の報告がなく、履行期限を超過した場合も遅延損害金を徴収するものとする。

- 3 前項に規定する遅延損害金は、履行期限の翌日から履行日までの日数に応じ、契約額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

#### （契約の解除及び違約金）

第9条 委託者は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 委託者は、受託者がその債務を履行しない場合において、委託者が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受託者に以下の事由が生じた場合

① 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の行政上の処分を受けた場合

(2) 委託者が行う検査に際し、受託者若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると委託者が認めた場合

(3) 受託者が第10条第1項に該当する場合

(4) 受託者が第26条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条各号の一又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、受託者が民法（明治29年法律第29号）第542条第1項又は第2項の各号の一に該当する場合

- 4 委託者は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を受託者から徴収する。ただし、受託者が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当し、その金額が違約金に満たないときはその不足額を受託者から徴収する。

- 5 受託者の契約義務違反により委託者が解除した場合であって、本契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について、処理が未だに完了していないものがあるときは、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該廃棄物に対する処理

業務を自ら実行するか、又は委託者の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の者に受託者の費用負担をもって行わせなければならない。

- 6 受託者は、委託者が第6条又は第14条各項の規定により提供した情報により、廃棄物の処理を適正に行うことができないと判断した場合は、委託者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、委託者は受託者に当該廃棄物を引き渡してはならない。
- 7 委託者は、第3項第5号の場合において、受託者の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第10条 委託者は、この契約に関し、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 受託者又は受託者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の容疑により公訴を提起されたとき（受託者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 受託者は、本契約に関して、受託者又は受託者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを委託者に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、委託者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った

とき。

- (4) 受託者又は受託者の代理人について刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪が確定したとき。
- 2 受託者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の規定による違約金のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 前項第4号に規定する罪に係る確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受託者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 受託者が第1項及び第2項に規定する違約金を委託者の指定する期日までに支払わないときは、受託者は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、委託者に支払わなければならない。

#### （損害賠償）

- 第12条 受託者は、業務を遂行するについて、受託者の責めに帰すべき理由により、委託者に損害を与えた場合は、受託者の負担においてその損害を賠償するものとする。
- 2 委託者は、受託者の契約不履行によって損害を受けた場合は、受託者に対し、第10条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させができるただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 3 受託者は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えた場合は、受託者の負担においてその損害を賠償するものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する損害賠償の額は、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。
- 5 受託者は、第9条第1項による解除のために損害を生じた場合は、委託者の解除の意思表示を受理した日から30日以内に、委託者にその損害の賠償を請求することができる。ただし、委託者が受託者の同意を得て解除した場合は、この限りでない。

#### （最終処分に係る情報）

- 第13条 当該廃棄物に係る最終処分の場所の所在地（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力は、別表1の最終処理欄のとおりとする。
- 2 委託者は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト及び許可証又は認定証の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこ

ととする。

- 3 別表1に記載する最終処分の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく委託者に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

(委託者の義務と責任)

第14条 委託者は、受託者から要求があった場合は、第6条各項によるもののみならず、収集運搬・処分を委託する廃棄物の種類、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに受託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、受託者は、委託物の引き取りを拒むことができる。受託者の業務に支障を生じた場合、委託者は、処分料金の支払い義務を免れず、他に障害が生じたときは、その賠償の責に任ずるものとする。

(受託者の義務と責任)

第15条 受託者は、委託者から委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から受託者の事業場における処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故について、委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

- 2 受託者はやむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合受託者は委託者にその事由を説明し、かつ委託者における影響が最小限となるようにしなければならない。

(検査)

第16条 受託者は、業務の終了後、直ちに業務完了報告書を提出し、委託者の指定する検査官の検査を受けるものとする。ただし、業務完了報告書は、第24条に規定するマニフェストD（処分終了）票をもって代えることができる。

- 2 前項の検査に必要な費用は、受託者の負担とする。

(代金の請求と支払)

第17条 受託者は、業務を終了し、前条の規定による検査を受け、業務に係る費用が確定した後、支払請求書を書面にて委託者に通知するものとする。

- 2 委託者は、受託者から提出された内容について精査し、適正と判断した場合に、支払請求書を受理するものとする。
- 3 委託者は、受託者から前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を受託者に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第18条 委託者は、自己の責めに帰すべき理由により約定期間に契約金額を支払わない

場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、受託者に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債務譲渡等の禁止)

第19条 受託者は、委託者の承認を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2条に規定する信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「信用保証協会等」という。）に対して債権を譲渡する場合は、この限りではない。

- 2 受託者が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、受託者が前項ただし書に基づいて、信用保証協会等に債権の譲渡を行い、受託者及び当該信用保証協会等が委託者に対し、民法第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、受託者は、当該信用保証協会等に対し次の各号に掲げる事項について同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 委託者は当該債権（以下「被譲渡債権」という。）について、委託者が受託者に対して有する債権を自働債権とする相殺の権利を留保すること。
- (2) 当該信用保証協会等は、第1項ただし書に掲げる者以外の者に被譲渡債権を譲渡すること又はこれらの者に被譲渡債権に質権を設定させることその他被譲渡債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 委託者は、債権譲渡後も、受託者との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、当該信用保証協会等は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、被譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら受託者と当該信用保証協会等との間において解決されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて受託者が第三者に債権の譲渡を行った場合又は質権が設定された場合においては、委託者が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、委託者がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(契約不適合責任)

第20条 委託者は、履行内容に関して本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、受託者にその旨を通知し、期間を定めて契約不適合の修補による履行の追完を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の期間内に受託者の追完がないときは、契約不適合の程度に応じて、受託者に代金の減額を請求することができる。
- 3 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者が履行の追完が不能であるとき、受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込がないときには、第1項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 委託者は、第2項及び第3項のほか、契約不適合により発生した損害に対し、受託者に賠償を請求することができる。
- 5 委託者が契約不適合の事実を知った時から一年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者が履行完了時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りではない。
- 6 受託者が第1項に基づく追完を行った場合、受託者は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(保管)

第21条 受託者は、委託者から委託された廃棄物の保管を行う場合は、法令等に定める保管基準を遵守し、かつ、契約履行期限内に確実に処分出来る範囲で行うこと。

(マニフェスト)

第22条 委託者は、廃棄物の搬出の際、マニフェストに必要事項を記載し、A（搬出事業者保管）票を除いて受託者に交付する。

- 2 受託者は、廃棄物の収集を行うときは、委託者の交付担当者立会いのもと廃棄物の種類及び数量の確認を行うとともにマニフェストと照合する。
- 3 受託者は、廃棄物を受託者の事業場に搬入の際、B1（収集運搬業者保管）票、B2（運搬終了）票に必要事項を記載し、B2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともにB1（収集運搬業者保管）票を保管する。また処分が完了したときは、受託者はC1（処分業者保管）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に委託者に送付するとともに、C1（処分業者保管）票とともに5年間保存する。
- 4 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェストのE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10日以内にE（最終処分終了）票を委託者に送付する。

5 委託者は、受託者から送付されたB2（運搬終了）票、D（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに5年間保存する。

(秘密の保持)

第23条 委託者及び受託者は、互いに本契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 第5条第1項に規定する再委託等の相手方に対し、前項の秘密を第三者に漏らし、又は利用することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第24条 本契約に関し、委託者受託者間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者受託者協議の上、これを解決するものとする。

(管轄裁判所)

第25条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所立川支部のみとする。

(暴力団排除)

第26条 暴力団排除に関する条項は、別紙1「暴力団排除条項」によるものとする。

(契約の公表)

第27条 受託者は、本契約の名称、契約金額並びに受託者の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(特記事項)

第28条 本契約に特記事項がある場合は、別にこれを定める。

2 本契約書の条項と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 東京都府中市朝日町3-12-1

支出負担行為担当官

警察大学校会計課長 斎藤 和彦

受託者



## 暴力団排除条項

## (属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## (行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## (表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

## (下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

## (損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

## (不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

別表 1

排出事業場番号	排出事業場名称				排出する廃棄物の種類
排出事業場番号	廃棄物の種類	乙の施設 処分方法	最終処分右欄の番号 処理能力又は埋立容量	施設の所在地	最終処分に関する情報
1		警察大学校			金属くず、廃油、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
1	金属くず				① (許可品目 ) 所在地 (住所、施設名等)
1	廃油				方法 (許可番号 )
1	廃プラスチック類				處理能力 (許可期限 )
1	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず				② (許可品目 ) 所在地 (住所、施設名等)
備考					

別表 2

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書〈廃棄物データシート及び分析証明書〉の伝達方法	
甲の担当者所属氏名及び連絡先	別紙〔廃棄物データシート〕のとおり
乙の担当者所属氏名	
文書の伝達方法及び伝達先 (該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> F A X ( - - - ) <input type="checkbox"/> e-mail ( @ ) <input type="checkbox"/> 郵送 ( 〒 - - - )
緊急時の連絡先	- - - (代表・直通) (内線)
営業時間	: ~ :
休業日	